

#### 第 1 条 (名称)

本会は、関西天使ママサロン神戸 エンジェライト (以下「本会」) と称す。

#### 第 2 条 (所在地)

本会の所在地は、(代表個人宅のため省略) に置く。

#### 第 3 条 (事業および目的)

本会は、流産・死産・新生児死などで赤ちゃんを亡くした経験を持つ、女性や家族のグリーフケア(悲嘆ケア)を中心に、次の妊娠に向けて心と体作りをサポートすることを目的とする、次の非営利事業を行う。

- (1) 流産・死産・新生児死を経験された女性とその家族への精神的支援活動
- (2) 流産・死産・新生児死後の母親の心身の状態についての情報収集及び情報提供
- (3) 流産・死産・新生児死後の心のケアに関するより適切な知識の提供と啓発活動
- (4) 流産・死産・新生児死に関する調査・研究への参加、協力
- (5) その他目的達成に必要な事業

#### 第 4 条 (会員の構成)

会員は、本会の事業および目的に賛同する者とする。

#### 第 5 条 (役員)

- (1) 本会に、役員を 2 名以上置くものとする。
- (2) 役員のうち、1 名を代表とする。

#### 第 6 条 (役員の職務)

- (1) 役員は、役員会を構成し、業務の執行を決定する。
- (2) 代表は、本会を代表し、業務を統括する。
- (3) 役員は、代表を補佐して業務を掌握し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

#### 第 7 条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 8 条 (解散)

本会は、役員会において 3 分の 2 以上の議決を得なければ解散することができない。

#### 第 9 条 (残余財産の処分)

本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、役員会の決議により、本会与類似の事業を目的とする特定非営利活動法人または公益法人に寄付する。

#### 第 10 条 (禁止事項)

役員・会員は、次の活動をしてはならない。

- (1) 活動中に知り得た個人の秘密、情報、プライバシーを第三者に漏らすこと
- (2) 活動中における政治活動、宗教活動、営利活動またはこれに類する行為
- (3) 法令に違反または公序良俗に反する行為

## 第 11 条 (除名)

役員・会員が第 10 条に定める禁止事項を行った場合、代表は役員・会員を除名することができる。

(付則)

- ・この規約は、2018年7月1日より施行する。
- ・活動に関わる細則は、別途定める。

設立年月日 2018年7月1日

2023年4月22日

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

兵庫県神戸市 (代表個人宅のため省略)

代表 小原弘美